平成２２年（フ）第２１号
長野県松本市筑摩２丁目２番11号
債務者　両澤　伸夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７０号
名古屋市中川区大当郎３丁目308番地の１
グリーンハイツ五反田Ｉ203号
債務者　須藤　淳也
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４号
滋賀県高島市新旭町新庄1232番地
債務者　丸岡　道子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１号
京都市南区久世大藪町177番地１　ライオンズマンション桂川久世610号
債務者　山形久美子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
京都市伏見区横大路下三栖山殿６番地４
債務者　髙谷　正博
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
京都市南区八条源町５番地
債務者　後藤　征江
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
京都府与謝郡与謝野町字幾地528番地
債務者　池田　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第９号
京都府与謝郡与謝野町字幾地528番地
債務者　池田　　忍
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１１号
京都府京丹後市久美浜町丸山332番地の１
債務者　足立　秀樹
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１４号
兵庫県加古川市加古川町美乃利158番地の１
ディアエスタ・ミオ加古川207号
債務者　十倉　義信
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３号
兵庫県姫路市白浜町寺家１丁目216番地　ツインピアＡ号棟403号室
債務者　北村　博子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２１号
兵庫県宍粟市波賀町野尻263番地１
債務者　小林　優子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第３４８号
鳥取県鳥取市湖山町北２丁目642番地、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字網代133番地
債務者　中村　信子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市扇町133番地２　クリエートマンション203号、旧住所鳥取県鳥取市東今在家55番地19
債務者　中島　張雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９号
鳥取県鳥取市気高町八幡226番地１　市住９－２号、旧住所鳥取県鳥取市気高町勝見628番地９
債務者　田中　竜也
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４２８号
広島市西区横川町２丁目５番18―101号
債務者　岡島　有紀
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４３号
広島県廿日市市佐方本町６番24号
債務者　高野　明彦
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部